

青少年育成青森県民会議規約

(名 称)

第1条 この会議は、青少年育成青森県民会議という。

(事 務 所)

第2条 この会議の事務所は、青森市内におく。

(目 的)

第3条 この会議は、青少年問題の重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、政府及び県の施策に呼応して、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会議は、前項の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動
- (2) 健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための諸活動
- (3) 勤労青少年の教育・福祉対策を進めその生活条件等の改善を促進するための諸活動
- (4) 体育及びレクリエーションを奨励するための諸活動
- (5) 健全育成施設の整備を促進するための諸活動
- (6) 家庭教育、学校教育、社会教育等の緊密な連携を図るための諸活動
- (7) 家庭の健全化を図る諸活動
- (8) 青少年の非行防止のための諸活動
- (9) 社会環境の浄化を図るための諸活動
- (10) その他この会議の目的を達成するための諸活動

(会 員)

第5条 この会議の会員は次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 この会議の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 特別会員 この会議の事業を援助する個人及び団体

2 この会員の会費等については別に定める。

(正会員の入退会)

第6条 この会議の正会員になろうとするものは、会費を納入する、若しくは事務局に入会の意思表示をすることにより、入会するものとする。

2 この会議を退会しようとする正会員は、事務局に退会の意思表示をすることにより退会するものとする。

3 正会員が会費を引続き2年以上滞納した時は、退会したものと見なす。

(役員の種類及び職務)

第7条 この会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 委 員 若干名
- (4) 監 事 2名

- 2 会長は、この会議の事務を総理し、この会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ指名し順序によってその職務を代行する。
- 4 委員は、第 14 条に定めるところによりその職務を行なう。
- 5 監事は、会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員を選任)

第 8 条 会長、副会長及び監事は総会において選任する。

- 2 委員は会員の中から会長が委嘱する。

(役員任期等)

第 9 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員に欠員が生じ、緊急に補充する必要がある場合は、委員会でこれを選任し、次の総会において承認を求めるものとする。
- 3 役員は、任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(専門指導員)

第 10 条 この会議に専門指導員を置くことができる。

- 2 専門指導員は、委員会に諮って会長が委嘱する。

(顧問及び参与)

第 11 条 この会議に顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は、委員会に諮って会長が委嘱する。

(機 関)

第 12 条 この会議に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 委員会

(総 会)

第 13 条 総会は会員をもって構成する。

- 2 総会は毎年 1 回以上、会長が招集して開き、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 規約の変更に関する事項
 - (4) その他総会が必要と認める事項

(委 員 会)

第 14 条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 委員会は、毎年 1 回以上会長が招集して開き、次の事項を決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 事業計画及び収支予算の一部変更
 - (3) 総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
 - (4) 規約細則の制定に関する事項
 - (5) 会員団体が実施する事業の連絡調整に関する事項
 - (6) その他事業の運営上会長が必要と認める事項

(専門部会)

第 15 条 この会議は、必要の都度、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会は、会長から付託された事項について、調査、審議するものとする。
- 3 専門部会は、部員をもって構成し、会員の中から会長がこれを委嘱する。
- 4 専門部会に部会長を置き、部員の中から会長が指名する。
- 5 専門部会は、部会長が招集する。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選任する。

- 2 委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 専門部会の議長は、部会長がこれにあたる。

(議 決)

第 17 条 総会、委員会の議決及び決定は、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事 務 局)

第 18 条 この会議の日常の事務を処理するため事務局をおく。

- 2 事務局の職員は会長が委嘱する。

(経 費)

第 19 条 この会議の事業に要する経費は、必要に応じ、会費、賛助金、寄付金、助成金をもって充てる。

(会計年度)

第 20 条 この会議の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(暫定予算)

第 21 条 第 13 条第 2 項の規定により、当該年度の収支予算について、総会の議決を得るまでの間は、委員会の議決により暫定予算を定めることができる。

- 2 前項の暫定予算は、当該年度の収支予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出は、当該年度の収支予算に基づく支出と見なす。

(補 足)

第 22 条 この規約の施行について必要な事項は別に定める。

(附 則)

第 23 条

- 1 この規約は昭和 41 年 11 月 28 日から施行する。
- 2 この改正規約は昭和 42 年 8 月 24 日から施行する。
- 3 この改正規約は昭和 48 年 6 月 11 日から施行する。
- 4 この改正規約は昭和 50 年 5 月 26 日から施行する。
- 5 この改正規約は昭和 59 年 5 月 28 日から施行する。
- 6 この改正規約は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この改正規約は平成 15 年 5 月 23 日から施行する。
- 8 この改正規約は平成 19 年 5 月 31 日から施行する。
- 9 この改正規約は平成 20 年 6 月 3 日から施行する。
- 10 この改正規約は平成 22 年 5 月 27 日から施行する。